

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター 指 定 管 理 者 参 考 資 料

- (1) 利用料金収入の実績及び施設利用状況（令和6年度）
- (2) 施設等利用料金基準額
- (3) 特定事業実施基準
- (4) 関係条例、規則
 - ・岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例
 - ・岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例施行規則
 - ・指定管理者の指定の申請等に関する規則
- (5) 指定管理者からの令和6年度事業報告概要（抜粋）

令和7年8月
岡山県県民生活部

(1) 利用料金収入の実績及び施設利用状況（令和6年度）

施設等名	収入金額（千円）	利用率（％）	備考
研修室・会議室	3, 9 4 8	4 6 . 7	
貸事務所	2, 2 0 5	8 7 . 5	
貸ロッカー	1 6 6	1 0 0 . 0	
プロジェクター・音響装置	2 3 2	—	
複写機・印刷機	1, 1 6 4	—	
計	7, 7 1 5	—	

※1 「研修室・会議室」の利用率：実利用時間数÷利用可能時間数×100

※2 「貸事務所・貸ロッカー」の利用率：実収入金額÷収入可能金額×100

(2) 岡山県ボランティア・NPO活動支援センター施設等利用料金基準額

（単位：円）

施設・設備の名称		基準額 (条例第10条第2項別表に定める基準額)				
		9時～ 12時	12時～ 13時	13時～ 17時	17時～ 18時	18時～ 21時
ア 研修室及び会議室						
研修室	全室	1, 7 8 0	7 0 0	2, 4 6 0	7 0 0	1, 7 8 0
	半室	8 8 0	4 0 0	1, 2 2 0	4 0 0	8 8 0
大会議室	全室	2, 2 3 0	8 0 0	3, 0 2 0	8 0 0	2, 2 3 0
	1/3室	7 8 0	3 0 0	9 9 0	3 0 0	7 8 0
中会議室		6 6 0	3 0 0	8 8 0	3 0 0	6 6 0
会議室		5 4 0	2 0 0	6 6 0	2 0 0	5 4 0
イ 貸事務所（一室一月）		1 7, 5 7 0				
ウ 有料設備						
プロジェクター（一式1回）		9 9 0				
音響装置（一式1回）		2 1 0				
ロッカー（一台一月）		1 4 0				
複写機（1枚）		5				
印刷機	製版（1回）	5 0				
	印刷（10枚）	1 0				

※1 利用料金は、基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が知事の承認を受けて定める額とする。

※2 上記基準額は、指定期間中に変更する場合がある。

(3) 特定事業実施基準

事業名	事業内容
ボランティア・NPO専門相談事業	ア 目的 ボランティア・NPO活動を行う上で生じる実務的な課題を解決するための相談窓口を設置する。 イ 事業内容 (ア) NPO法人等から寄せられる相談のうち、専門的知識を必要とする内容について、法律、会計・税務、労務、法人管理運営の各分野の専門家に委嘱して相談事業を実施する。 (イ) 相談は随時、電子メール、電話、来所等で受け付け、その相談内容を整理して、専門家につなげ、原則として1週間で相談者にメールで回答する。メールでの回答が困難な場合等には、必要に応じて専門家と調整の上、オンラインによるビデオ通話等で相談対応を行う。 (ウ) 相談事業について、HPで周知するほか、チラシを作成し、広くNPO団体等に配布する。 (エ) NPO組織の実務担当者等へ情報を提供するため、質問と回答等を整理するなどし、ホームページに各分野のワンポイントアドバイス等を掲載する。
ボランティア・NPO活動コーディネーター協働発展事業	ア 目的 市町村市民活動支援センター、市町村社会福祉協議会ボランティアセンター及び大学ボランティアセンター等のボランティア・NPO支援組織（以下「NPO支援組織」という。）を対象に、コーディネーターに必要な情報の提供や研修の実施等を通して、コーディネーター業務が担えるよう、機能強化を図るとともに、県下のボランティア・NPO活動支援の活発化を図る。 イ 事業内容 (ア) 情報の収集・提供 アンケート調査やヒアリングを実施し、コーディネーターとしてボランティア・NPO活動の支援に必要な機能を検証し、各段階に応じて必要な情報を提供する。また、各組織の課題や取組等の情報を収集し、会議やWEBで共有する。 (イ) 情報共有・意見交換会議の開催 NPO支援組織のコーディネーター等を対象とした課題共有及び意見交換を行う会議を県北と県南で各1回以上開催する。 (ウ) 研修会の開催 NPO支援組織のコーディネーター等を対象とした、NPOの支援方法等を学ぶ研修会を県北と県南で各1回以上開催する。開催にあたり、当該地域のNPO支援組織と協働して企画・運営を行うなど、当該地域のNPO支援組織のスキルアップや連携促進を図る。

	(エ) 企画の提案及び協働 NPO支援組織が行う講座等の事業に関して、企画や内容の提案、協働運営など、その組織のスキルアップに取り組む。
ボランティア・NPO組織基盤強化・人材育成交流事業	ア 目的 ボランティア・NPO団体等を対象に、安定した団体運営のための研修会を開催し、組織の運営基盤の強化や人材育成を図る。また、各地域での多様な主体による社会参画の促進を図り、持続可能な地域づくりに取り組めるボランティア・NPO活動人材を育成する。 イ 事業内容 (ア) 研修会 ・内容は、①後継者育成、事務能力向上、資金調達、広報など組織運営基盤強化を図るもの②持続可能な地域づくりを目指し、多様な主体の社会参画を図るものとする。 ・上記①の研修を各県民局管内で1回以上、上記②の研修を県北と県南で各1回以上開催する（計5研修以上）。 ・開催時間は、研修1回当たり2時間程度とする。 ・参加者数は、研修1回当たり20人程度を標準とする。 (イ) 多様な主体の県民交流会 ・毎回テーマを設定し、テーマに即したボランティア・NPO、ソーシャルビジネス等の取組や成果の発表、参加者同士の交流、情報・意見交換等を行う。 ・交流会は、年1回以上開催する。 ・より多くの人に参加し、交流できるよう工夫する。
ボランティア・NPO活動情報発信事業	ア 目的 県内各地のコミュニティ活動（地域活動）等の情報を収集し、ホームページ上で定期的に発信するとともに、ボランティア・NPO活動に必要な情報や県民等への普及啓発のための情報を随時発信する。 イ 事業内容 (ア) 県内でボランティア・NPO活動に積極的に取り組んでいる団体はもとより、県民局、市町村担当課、各地域等から県内各地のコミュニティ活動（地域活動）等の情報を収集し、ボランティア・NPO活動支援センターのホームページ上で、ウェブマガジンとして年間4回以上発信する。 (イ) ウェブマガジンの名称は、「ボランピオ（岡山県ボランティア・NPO活動情報誌）」とする。 (ウ) その他、事業を始めたい人が方法や手順等を調べられる情報などボランティア・NPO活動を行うに当たって有益な情報を随時発信する。

※ これは特定事業を実施するに当たっての基準であり、具体的に事業を実施する際には、事前に指定管理者が事業企画書を作成し、県と協議の上、実情に合った事業を実施するものとする。

（４）関係条例、規則

岡山県ボランティア・ＮＰＯ活動支援センター条例

平成十七年三月十八日

岡山県条例第十五号

（目的及び設置）

第一条 ボランティア・ＮＰＯの活動の健全な発展を支援するとともに、ボランティア・ＮＰＯをはじめ、広く県民、事業者、行政機関の職員等が気軽に集い、情報交換、交流及び連携を進める場を提供するため、岡山県ボランティア・ＮＰＯ活動支援センター（以下「センター」という。）を岡山市に設置する。

（定義）

第二条 この条例において「ボランティア・ＮＰＯ」とは、岡山県社会貢献活動の支援に関する条例（平成十三年岡山県条例第十三号）第二条第一項に規定する社会貢献活動を行う個人若しくは集団又は当該社会貢献活動を主として行う団体をいう。

（業務）

第三条 センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 ボランティア・ＮＰＯの活動に関する相談、研修並びに情報の収集及び提供
- 二 センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供
- 三 前二号に掲げるもののほか、第一条の目的の達成に必要な業務

（開館時間及び休館日）

第四条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

（指定管理者による管理）

第五条 センターの管理は、第十三条第一項の規定により知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第六条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 施設等の利用の許可に関すること。
- 二 施設等の維持管理に関すること。
- 三 第三条に規定する業務の実施に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの運営に関すること。

（利用等の許可）

第七条 センターにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 別表の一から四までに掲げる施設等の利用
- 二 物品の販売及びこれに類する行為
- 三 その他指定管理者が知事の承認を受けて定める行為

2 指定管理者は、センターの管理上必要な範囲内で前項の許可に条件を付することができる。

（利用の禁止）

第八条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、センターの利用を拒むことができる。

- 一 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのある者

- 二 施設等を損傷するおそれのある者
- 三 施設等の利用が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認める者
- 四 その他センターの管理上支障があると認める者

(許可の取消し等)

第九条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第七条第一項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

- 一 この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
 - 二 偽りその他不正な手段により第七条第一項の許可を受けた者
 - 三 第七条第二項の条件に違反している者
- 2 指定管理者は、施設等に関する工事のためその他公益上やむを得ない必要が生じたときは、第七条第一項の許可を受けた者(次条第三項及び第五項において「利用者」という。)に対して、同項の許可を取り消し、又はその条件を変更することができる。

(利用料金)

第十条 第七条第一項の許可を受けた行為に係る料金

(以下この条において「利用料金」という。)は、指定管理者にその収入として収受させる。

- 2 利用料金は、別表の一から三までに掲げる基準額に〇・五を乗じて得た額から当該基準額に一・五を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が知事の承認を受けて定める額及び同表の五に掲げる金額とする。
- 3 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めたときは、この限りでない。
- 4 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減免することができる。
- 5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由によりセンターを利用することができなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の公募)

第十一条 知事は、指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第十二条 指定管理者の指定を受けようとするものは、センターの管理に係る事業計画書その他規則で定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第十三条 知事は、次の各号のいずれにも該当するもののうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- 一 事業計画の内容がセンターの機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - 二 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
 - 三 その他センターの業務を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。
- 2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(事業報告書の提出)

第十四条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出

しなければならない。

(業務報告等)

第十五条 知事は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第十六条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を告示するものとする。

(規則への委任)

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (略)

附 則 (令和七条例第八号)

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

別表 (第七条、第十条関係)

一 研修室及び会議室

区分		基準額		
		午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで
研修室	全室	一、七八〇円	二、四六〇円	一、七八〇円
	半室	八八〇円	一、二二〇円	八八〇円
大会議室	全室	二、二三〇円	三、〇二〇円	二、二三〇円
	三分の一室	七八〇円	九九〇円	七八〇円
中会議室		六六〇円	八八〇円	六六〇円
小会議室		五四〇円	六六〇円	五四〇円

備考 この表に掲げる時間帯の利用に併せて、正午から午後一時まで又は午後五時から午後六時までの時間帯に利用する場合における当該時間帯に係る利用料金の基準額は、午後一時から午後五時までの欄に掲げる額に四分の一を乗じて得た額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を百円に切り上げた額）とする。

二 貸事務所

区分	単位	基準額
貸事務所	一室一月につき	一七、五七〇円

備考 利用期間が単位未満であるとき又は利用期間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の期間を一単位として計算する。

三 有料設備

区分		単位	基準額
プロジェクター		一式一回につき	九九〇円
音響装置		一式一回につき	二一〇円
ロッカー		一台一月につき	一四〇円
複写機		一枚につき	五円
印刷機	製版	一回につき	五〇円
	印刷	十枚につき	一〇円

備考 利用期間若しくは印刷の枚数が単位未満であるとき又は利用期間に単位未満の端

数があるときは、その単位未満の期間又は枚数を一単位として計算する。

四 その他設備

丁合機 紙折機 裁断機 メールボックス

五 その他

区分	単位	金額
第七条第一項第二号又は 第三号に掲げる行為	指定管理者が知事の承認を受 けて定める単位	指定管理者が知事の承認を受 けて定める額

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例施行規則

平成十七年三月十八日
岡山県規則第二十三号

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例（平成十七年岡山県条例第十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第二条 岡山県ボランティア・NPO活動支援センター（以下「センター」という。）の開館時間は、次のとおりとする。

区分	開館時間
火曜日から金曜日まで	午前九時から午後九時まで
土曜日及び日曜日	午前九時から午後六時まで

2 前項の規定にかかわらず、貸事務所の開館時間は、次のとおりとする。

区分	開館時間
月曜日	午前九時から午後五時まで
火曜日から金曜日まで	午前九時から午後九時まで
土曜日及び日曜日	午前九時から午後六時まで

3 前二項の規定にかかわらず、指定管理者（条例第五条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて開館時間を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨をセンターの掲示板に公示するものとする。

(休館日)

第三条 センターの休館日は、次に掲げる日（貸事務所にあっては、第二号及び第三号に掲げる日）とする。

- 一 毎週月曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。この場合においては、あらかじめその旨をセンターの掲示板に公示するものとする。

(利用の許可等の申請)

第四条 条例第七条第一項の規定により、同項各号に定める行為の許可又は許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は、指定管理者が知事の承認を受けて定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用者等の遵守事項)

第五条 条例第七条第一項の許可を受けた者（以下この条、次条及び第七条において「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。利用者の行う催物等のために入館する者も、同様とする。

- 一 センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）に変更を加え、又は特別の設備を設けないこと。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 二 利用の許可を受けた目的以外に施設等を利用し、又は許可を受けた行為以外の行為をしないこと。
- 三 利用の許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。

- 四 利用の許可を受けた設備以外の設備を利用しないこと。
- 五 火災、盗難等の発生の防止に努めること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が指示した事項

(損壊の届出等)

第六条 利用者は、施設等を損壊し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出てその指示に従わなければならない。

(利用の終了の届出)

第七条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、速やかに指定管理者に届け出なければならない。

(利用料金の減免)

第八条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて定める基準に基づき利用料金（条例第十条第一項に規定する利用料金をいう。次項において同じ。）を減免することができる。

2 利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者が知事の承認を受けて定める利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（略）

附 則（平成二七年規則第七四号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

指定管理者の指定の申請等に関する規則

平成十七年十月七日
岡山県規則第百三十四号

(趣旨)

第一条 この規則は、知事が所管する公の施設の管理を別表の上欄に掲げる条例の同表の中欄に掲げる規定により指定管理者（当該規定に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる場合における指定管理者の公募、指定の申請及び事業報告書の提出（第五条において「公募等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第二条 知事は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募する場合には、次に掲げる事項を公告するものとする。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

- 一 施設の概要
- 二 指定管理者が行う管理の基準
- 三 指定管理者が行う業務の範囲
- 四 指定管理者の指定の期間
- 五 管理運営費及び利用料金に関する事項
- 六 応募資格
- 七 指定の申請の方法
- 八 指定管理者の審査基準
- 九 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(指定の申請)

第三条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書（様式。次項において「指定申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 別表の上欄に掲げる条例の同表の下欄に掲げる規程に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、指定管理者の指定を受けようとするものが地方公共団体である場合には、第一号及び第七号に掲げる書類とする。

- 一 施設の管理に係る収支予算書
- 二 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人その他の団体（次号において「法人等」という。）の事業計画書及び収支予算書
- 三 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下この号において「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。
- 四 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 五 法人にあつては、法人の登記事項証明書
- 六 役員の名簿
- 七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(事業報告書)

第四条 指定管理者は、毎年度終了後三十日以内に事業報告書を知事に提出しなければならない。ただし、指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して三十日以内とし、その報告の対象となる期間は、当該取消しの前日までとする。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

- 一 管理体制の状況
- 二 利用等の許可の状況

- 三 維持管理の業務の実施の状況
- 四 利用料金の収入及び減免の状況
- 五 管理に係る収支の状況
- 六 前各号に掲げるもののほか、管理に関し知事が必要と認める事項

(その他)

第五条 この規則に定めるもののほか、公募等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 (略)

附 則 (令和元年規則第三八号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

別表 (第一条、第三条関係)

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター 条例 (平成十七年岡山県条例第十五号)	第五条	第十二条
--	-----	------

様式（第3条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

岡山県知事 殿

申請者	所在地	
	法人（団体）名	
	代表者名	印
連絡先	担当者名	
	電話番号	

（ ）の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

注 （ ）内には、指定を受けようとする公の施設の名称を記載すること。

(5) 指定管理者からの令和6年度事業報告概要（抜粋）

施設名	岡山県ボランティア・NPO活動支援センター
-----	-----------------------

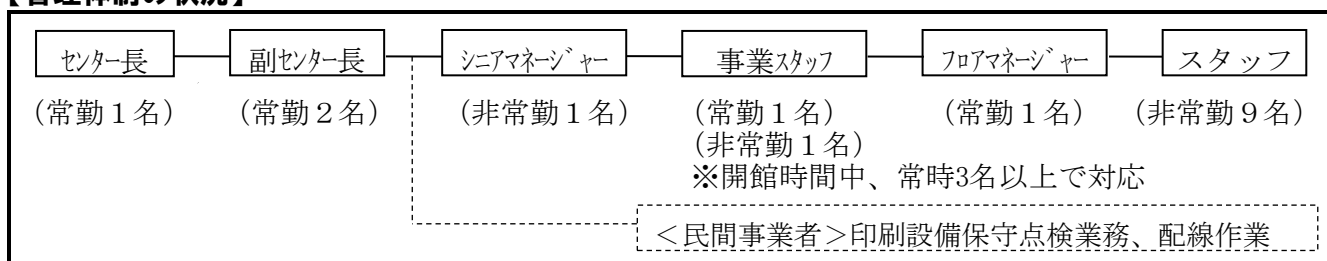
【指定管理者の概要】

名 称	岡山県ボランティア・NPO活動支援センター管理運営共同体	代表者	足羽 憲治
所在地	岡山県岡山市北区南方2丁目13番1号		

【指定管理の概要】

指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日	報告期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
管理業務の内容	・センターの施設及び設備の利用の許可に関する業務 ・施設等の利用料金の設定及び収納に関する業務 ・施設等の維持管理に関する業務 ・センター運営に関する業務		

【管理体制の状況】



【利用等の許可の状況】

(単位：件)

		研修室・会議室等	貸事務所	附属設備	合 計
許可 件 数	6年度	3,020	10	1,030	4,060
	5年度	3,024	10	856	3,890
	増 減	△ 4	0	174	170

【維持管理の業務の実施の状況】

項 目	内 容
施設管理運営	・オープンスペース（相談・情報・交流・作業・保管）：利用人数12,031人 ・研修室、会議室：利用人数27,584人
専門相談事業	会計、経営、労務、法律の専門家による相談（相談件数：22件）
コーディネーター支援事業	NPOを支援する組織・団体へのヒアリングの実施及び活動支援に係る情報の提供、スタッフ対象の研修会の開催 〔主な内容〕NPO支援組織との情報交換会、NPOの支援方法等を学ぶ研修会
人材育成交流事業	ボランティア・NPOのリーダーやスタッフ等を対象にした組織マネジメント等の研修会及び各団体の課題共有・情報交換を行う交流会の開催 （参加者：研修会 合計75名、交流会14名）
活動情報発信事業	ボランティア・NPO活動情報誌「ボランピオ」年4回ホームページに掲載
自主企画事業	・「ボランティア入門講座」及び「NPO法人設立入門講座」の開催 ・ボランティアに興味がある人とボランティア募集中の団体をつなぐ「ボランティア・マッチング会」の開催 ・高校生ボランティア・アワード、子どもボランティア体験プログラムの実施等

【利用料金の収入及び減免の状況等】

(単位：円、件)

	研修室・会議室等	貸事務所	附属設備	合 計
収 入 額	4,180,280	2,205,000	1,330,640	7,715,920
利用件数	3,020	10	1,030	4,060
減 免 額	0	0	0	0
減免理由				

【管理に係る収支の状況】

(単位：円)

		6 年度	対前年度増減額	5 年度	備 考
収 入 額 A		33,904,539	△ 113,851	34,018,390	6 年度収入額 ・ 指定管理料のうち賃金及び物価の上昇に応じた増額分 232,619円 (財源は全額国庫)
内 訳	指定管理料	26,187,619	232,619	25,955,000	
	利用料金収入	7,715,920	△ 347,450	8,063,370	
	事業収入	0	0	0	
	その他	1,000	980	20	
支 出 額 B		33,904,539	△ 113,683	34,018,222	その他の主なもの ・ 預金利息 1,000円
内 訳	人件費	25,110,000	0	25,110,000	
	管理運営費	4,308,392	△ 57,210	4,365,602	
	事業費	4,486,147	△ 56,473	4,542,620	
	その他	0	0	0	
収 支 額 A－B		0	△ 168	168	
県への納入金		0	0	0	
実質的な県負担額		25,955,000	0	25,955,000	